

Title	標準必須特許ライセンス交渉におけるホールドアウト実情を踏まえた交渉促進規範(Abstract_要旨)
Author(s)	松村, 光章
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2019-03-25
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k21514
Right	学位規則第9条第2項により要約公開; 許諾条件により要約は2020-03-22に公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法 学)	氏名	松村 光章
論文題目	標準必須特許ライセンス交渉におけるホールドアウト実情を踏まえた交渉促進規範		
(論文内容の要旨)			
<p>標準必須特許ライセンスにおいては、いわゆるホールドアップ問題がとりあげられることが多い。しかし、権利者によるホールドアップ問題とともに実施者による交渉遅延や交渉回避にむけた各種行為（ホールドアウト行為）も見過ごしてはならない。欧州司法裁判所のHuawei v. ZTE判決が示した枠組みによって、権利者及び実施者のすべきこと・すべきでないことが明らかになったといえる。とはいえ、Huawei v. ZTE判断の中心部にあるのは両当事者のFRAND条件でライセンスを締結することの意思（willingness）であり、その意味付けは各者によって異なり、交渉遅延にむけたホールドアウト行為はますます洗練化、多様化している。</p> <p>本稿では、まず第1章において、標準必須特許ライセンス交渉におけるホールドアウトの実情を紹介する。特許庁の「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の構成に拠りつつ、ホールドアウト実例とその背景にあるものを考察する。続く第2章では、標準必須特許ライセンスに関する各種法制度の現状をみながら、現行法がホールドアップには一定の効果がありながらもホールドアウト行為には必ずしも効果的な対策たり得てない点を俯瞰する。その上で第3章において、ホールドアウトに対して権利者が採り得る救済策をみた上で、特許権者と実施者にとってバランスのとれた標準必須特許ライセンス交渉における交渉促進規範について考えてみたい。</p> <p>ホールドアウト行為は、法的論点に関するものと単純な事実行為に関するものに大別できる。前者の例としては、権利者によるライセンス提案がFRAND条件に合致しているかについて争うことなどをあげることができる。他方、実務的には、法律論とは関係のない事実行為に関するホールドアウトも多々みられる。「他の権利者からもライセンス申出を多数受けている関係で事務方の稼働が逼迫しており、対案の提示には最低でも2か月以上必要となる」などの主張は日常茶飯事で、これにグローバル化を背景とした世界中の休暇が折り重なることで交渉日程を組むことも一苦勞となる。</p> <p>標準必須特許ライセンス交渉に関する各種法規範はホールドアップに対しては相当程度有効な指針でありながら、ホールドアウトへの対策としては必ずしも効果的とはいえない。そこで、ホールドアウトに対して、権利者が採り得る救済策を考えるに、次のものをあげることができる。</p> <p>(1)まず、差止請求権の行使は、ホールドアウト行為に対して有効であることはいうまでもない。しかし、標準必須特許の侵害に基づく差止を認めた裁判例は少なく、仮に認められたとしても、権利者による差止請求権の行使をもって自国の競争法当局に競争法違反で駆け込む事例や実施者が他国の裁判所を通じて権利者による差止の執行の停止を求めるanti-suit injunctionの存在により、差止請求権の行使のみではホールドアウトの抑止につながりにくいものとする。(2)差止請求とは別に、トレード</p>			

ショーでの差止仮処分も考えられる。トレードショーでの出展が禁止されると、期間中の出展再開は現実的に難しいものとする。 (3) 損害賠償の増額も、ホールドアウトに一定の効果が認められると考える。しかし、賠償額の増額は、係争特許に限定されることから、増額が認められたところで、弁護士費用のほうが高額になってしまう可能性はぬぐえない。悪質なホールドアウト行為をとる実施者に対しては、権利者の弁護士費用その他訴訟費用の求償を認める制度設計が同時に必要であるとする。

(4) さらに、時効の完成猶予もホールドアウトに一定の効果があるとする。権利者と実施者の誠実交渉の結果、時効の完成猶予によって、ホールドアウト行為を繰り返したところで過去分の支払い義務が軽減されることがなくなれば、ホールドアウトを行う意義を失わせることになるものとする。

ホールドアウト行為に対しては、一つの救済策に全ての解決を求めるべきではない。対象製品の差止、仮処分、損害賠償の増額、弁護士費用の負担、協議することの合意による時効の完成猶予等、それぞれを組み合わせることで、ホールドアウト行為を採ることのディスインセンティブを設計すべきとする。このような組み合わせによって、一部の実施者が平然と主張する「訴訟費用とリソースは潤沢にあるので、権利者のSEPポートフォリオのうち、必須で有効かつ侵害であると裁判所が終局的に認定し、確定判決において認められた賠償額のみ支払うこととする。ポートフォリオ全体をライセンスしたければ、実施国毎に1件ずつ訴訟すればよい。」という類の極端な発言や交渉態度は減り、権利者及び実施者間の誠実交渉のための基盤整備につながっていくものとする。

(論文審査の結果の要旨)

標準必須特許を巡っては、必須特許の特許権者による無制限の権利行使によって生じる「ホールドアップ」問題の解消を中心に議論が進められ、各国の裁判例は、FRAND宣言を行った特許権者による差止請求権行使を制限した上で当事者間のライセンス交渉を促すという方策に収斂しつつある。これに対して、本論文は、これまで本格的な議論が必ずしも多くはなかったものの、当事者間の誠実なライセンス交渉を促す上で重要となる「ホールドアウト問題」、すなわち、標準技術利用者が、差止めが認められないことを見込んで、標準必須特許を実施しながらも、交渉を徒に遅延させるなど誠実に交渉を進めないという問題の解消を主眼とするものである。本論文は、この「ホールドアウト」問題に正面から切り込み、その解決策の一端を示すものとして、斬新かつ意欲的な論文だと評価できる。

筆者は、長らく標準必須特許のライセンス交渉に携わってきた実務経験をもとに、交渉の場で現実には生じている「ホールドアウト」の実例と標準技術利用者側がそのような交渉遅延戦略をとる背景を明らかにした。これまで、必ずしも広く知られていなかった「ホールドアウト」の実情を詳らかに紹介した点は大きな実務上の意義を有するとともに、標準必須特許ライセンスの交渉を促進するための規範形成を行う前提として、現状認識を共有する上でも有用である。

また、本論文では、交渉の各段階で特許権者と標準技術利用者がとるべき対応を整理し、当事者間の誠実交渉の枠組みを提示したHuawei v. ZTE判決を初めとするヨーロッパ・アメリカ・中国・韓国・インドの裁判例や競争当局のガイドライン及びその執行事例などにも広く目を配っており、筆者の高い調査能力を示している。さらに、これらの資料を検討する中で、ロイヤリティ・スタッキングやロイヤリティの算定基礎などFRAND条件下でのロイヤリティ算定をめぐる極めて重要な問題に対しても考察を広げており、標準技術利用者側がロイヤリティ・スタッキングの具体的な裏付け・証拠を示さない限り裁判所はこれを認定してはならないなど興味深い指摘も見られる。

もっとも、本論文にはいくつかの課題も残されている。「ホールドアウト」の認定基準について実務的観点からの検討に終始しており、もう一步踏み込んだ理論的検討が望まれる点や、「交渉促進規範」の理論的意義・位置づけが必ずしも明確にされていない点などである。しかし、これらの理論的考察は、今後の研究の進展によって深められることが期待できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成31年2月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認め

る。